

# 岐阜県実業団バレーボール連盟規約

## 第1章 名称

### 第1条

本連盟は、岐阜県実業団バレーボール連盟と称する。（以下本連盟という）

## 第2章 目的

### 第2条

本連盟は、岐阜県実業団バレーボール競技団体を統轄し、岐阜県バレーボール協会と密接な関係を保ち、チーム相互の親睦及び技術の向上を図り併せてき斯道向上に寄与することを目的とする。

## 第3章 組織

### 第3条

本連盟は、第2条の趣旨に賛同する岐阜県下所在の実業団バレーボール競技団体で組織する。

### 第4条

本連盟は、事務所を事務局長宅におく。

### 第5条

本連盟は、第2条の目的を達成するため次の行事を行なう。

1. 岐阜県実業団男女選手権大会
1. その他の競技会
1. 相互研究並びに講習会、審判指導及び養成
1. その他本連盟の目的達成に必要な行事

### 第6条

本連盟の事業年度は3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

## 第4章 役員

### 第7条

本連盟に次の役員をおく。

- |         |     |         |     |
|---------|-----|---------|-----|
| 1. 会長   | 1名  | 1. 事務局長 | 1名  |
| 1. 副会長  | 若干名 | 1. 理事   | 若干名 |
| 1. 理事長  | 1名  | 1. 監事   | 2名  |
| 1. 副理事長 | 若干名 | 1. 委員   | 若干名 |
| 1. 常任理事 | 若干名 |         |     |

- 2 本連盟に特別顧問、顧問及び参与を置くことができる。

## 第8条

役員任期は2年とし重任を妨げない。

## 第9条

会長は総会において推薦する。

会長は本連盟を代表し、会務を統轄する。

## 第10条

副会長は総会において推薦する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

## 第11条

理事長は常任理事の中から互選により会長がこれを委嘱する。理事長は、本連盟の常務を処理執行する。

## 第12条

副理事長は、常任理事の中から互選により会長がこれを委嘱する。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときにはその職務を代行する。

## 第13条

常任理事は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。常任理事は本連盟の常務を分掌する。

## 第14条

事務局長は、常任理事の中から常任理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

## 第15条

理事は、各実業団の推薦により会長がこれを委嘱する。理事は本連盟の重要事項を協議決定する。

## 第16条

監事は、理事会において理事以外の者を推薦し、会長がこれを委嘱する。監事は会計を監査する。

## 第17条

委員は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。委員は所属委員会業務を処理する。

## 第18条

顧問及び参与は、実業団バレーボールに功労のあった者、または、学識経験者を理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

2 特別顧問は、実業団バレーボール界に特に功労があった者の中より推挙することができる。

## 第19条

特別顧問、顧問及び参与は、必要に応じ会議に出席し意見を述べることができる。

## 第20条

各役員欠員補充により就任した役員は前任者の残任期間とする。

## 第5章 会 議

### 第21条

本連盟に、次の会議をおく。

1. 理 事 会
1. 常任理事会
1. 委 員 会

### 第22条

理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事及び理事をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。

ただし、3分の1以上の理事の要請があったときは理事会を召集しなければならない。

### 第23条

常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。常任理事会は、理事会の決定する処に基づき一般の常務を処理する。

### 第24条

総ての会議は役員総数の2分の1以上の出席がなければ成立しない。総ての議事の決定は出席役員の過半数の決議による。賛否同数の場合は議長これを決める。

### 第25条

委員会に関する事項は別に定める。

## 第6章 登 録

### 第26条

本連盟に加盟しようとする団体は、毎年4月30日までに本連盟に登録しなければならない。

### 第27条

本連盟に登録していない団体は、本連盟が主催する競技には出場出来ない。ただし、本連盟が定めた大会要項で認めた場合はこの限りではない。

### 第28条

登録に関するその他の事項は日本バレーボール協会登録規定による。

## 第7章 総 会

### 第29条

総会は、団体の代表者及び当連盟役員をもって毎年1回開く。ただし必要に応じて臨時総会を開くことができる。

### 第30条

本連盟の規約は総会において出席者の4分の3以上の賛成者がなければ変更できない。

## 第8章 会 計

### 第31条

本連盟の会計は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

### 第32条

本連盟の会計年度は3月1日に始まり2月末日に終る。

### 第33条

その年度の会費は、毎年4月末日までに本連盟に納めなければならない。

## 第9章 付 則

### 第34条

本連盟に加入した団体は、日本バレーボール協会、岐阜県バレーボール協会、東海バレーボール連盟及び日本実業団バレーボール連盟、東海実業団バレーボール連盟に加入する。

### 第35条

本規則は昭和36年4月1日より実施する。

本規則は平成17年3月21日より実施する。

(一部改正 第4条、第7条、第14条、第18条、第19条、第27条)